白岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

白岡市教育委員会 教育長

白岡市教育委員会規則第2号

白岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、白岡市教育委員会規則で定める申請書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 白岡市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が 別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の 義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

白岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則第2条の「教育長が別に定めるもの」 については、以下のとおりとする。

(令和4年1月1日)

	規則等の名称及び条文	様式番号	様式の名称	備考
1	白岡市公民館条例施行規則	様式第5号	還付申請書	
	第 1 2 条			
2	白岡市立小・中学校校庭夜間照	様式第5号	夜間照明施設実費還付申請書	
	明施設管理規則第13条			
3	白岡市B&G海洋センター管理	様式第8号	還付申請書	
	規則第12条			
4	白岡市B&G海洋センター管理	様式第9号	白岡市B&G海洋センター指定管	
	規則第14条		理者指定申請書	
5	白岡市B&G海洋センター管理	様式第13号	白岡市B&G海洋センター指定管	
	規則第16条		理者事業報告書	
6	白岡市生涯学習センター条	様式第19号	還付申請書	
	例施行規則第27条			